

子どもたちの健やかな成長を 支援します！

町では、子どもたちの健やかな成長を支援するため、各種事業を行っています。下記に該当する場合は、申請や現況届などの手続きが必要となりますので、お早めに手続きをお願いします。

子育て世帯を応援！もろっ子はぐくみ応援金

「もろっ子はぐくみ応援金」とは、第1子からのお子さんの出生を祝うとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、子どもの健全な育成に資するための応援金を支給する、令和2年4月から開始した事業です。

支給対象児童および支給額

①令和4年4月1日以後に出生した新生児、第1子・2子／2万円、第3子以降／3万円

②令和4年度以後に小学校に新入学した児童／2万円

※双子、三つ子など多胎児は、出生時および小学校新入学時に上記の金額へ一人あたり1万円を加算。



支給対象者

児童を^{かんご}監護し、かつ生計が同一である養育者で、新生児は出生の日、新入学児童は小学校に新入学する年度の4月2日において毛呂山町に住民登録されており、次に挙げる要件のいずれかを満たしている人。

- ・1年以上町内に住所を有する人
- ・新生児は出生日、新入学児童は小学校新入学する年度の4月2日以後において、住民登録されてから引き続き1年を経過した人
- ・新生児は出生日、新入学児童は小学校新入学する年度の4月2日から、毛呂山町内に引き続き3か月住民登録がされている人

※なお、申請時に町税の滞納がある場合、または生活保護を受けている場合は支給対象外となります。

申請期間




新生児は出生の日から1年以内、新入学児童は入学年度の4月2日から1年以内に申請してください。

※申請にあたり、町内に住所を有する期間が1年未満の人は係員にご相談ください。


留意点

令和4年4月2日以後に小学校に新入学した児童の養育者で、まだ申請がお済みでない人はお早めに手続きをお願いします。

子どもに関わる手当

事業名	対象者	支給額
児童手当	15歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している人 ※所得制限あり。金額の詳細はホームページをご覧ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満の児童 15,000円 (月額) ・ 3歳以上小学校修了前の児童 (第3子以降) 10,000円 (月額) ・ 中学生 15,000円 (月額) ・ 所得制限限度額以上 10,000円 (月額) ・ 所得制限上限額以上 5,000円 (月額) ・ 所得制限上限額以上 支給なし
児童扶養手当	18歳到達後最初の3月31日まで (一定の障害のある場合は20歳未満) の児童を養育しているひとり親家庭等の養育者 ※所得制限あり。金額の詳細はホームページをご覧ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人目の場合 / 10,160円～43,070円 ・ 2人目加算額 / 5,090円～10,170円 ・ 3人目以降加算額 (1人につき) / 3,050円～6,100円 ※所得額により支給額が変わります。
特別児童扶養手当	精神または身体に一定の障害のある20歳未満の児童を養育している人 ※所得制限あり。金額の詳細はホームページをご覧ください。 	<ul style="list-style-type: none"> 1級 (重度) / (1人につき) 52,400円 (月額) 2級 (中度) / (1人につき) 34,900円 (月額)

子どもに関わる医療費

事業名	対象者	支給額
こども医療費支給	15歳到達後最初の3月31日までの児童	児童が受診した医療費の、保険診療分自己負担額の一部が支給されます。
ひとり親家庭等医療費支給	18歳到達後最初の3月31日まで (一定の障害のある場合は20歳未満) の児童を養育している、ひとり親家庭等の児童と養育者 ※所得制限あり。金額の詳細はホームページをご覧ください。 	ひとり親家庭等の児童と、養育者が受診した医療費の保険診療分自己負担額の一部が支給されます。

申請要件は状況により異なりますので、お問い合わせください。

▶問合せ 役場子ども課児童係 ☎295-2112 ☎144・145